

令和3年9月定例会

総務厚生・産業建設文教委員会

委員長報告

【総務厚生委員長報告】

総務厚生委員会における、審査の結果と経過の概要をご報告いたします。

今回、本委員会に付託を受けました案件は、承認3件、議案13件、請願1件であります。

審査の結果は、いずれも異議なく、原案のとおり承認、可決及び採択すべきものと決定いたしました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

はじめに、承認第14号、専決第14号「令和3年度平戸市一般会計補正予算（第5号）」中、歳入の財務部企画財政課所管である県補助金「飲食店等時短要請協力金支給事業費」に関連し、時短要請協力金支給事業補助対象である飲食店等に密接に関わる事業者も厳しい状況にあり、単独事業としてでも支援する必要があると思うが企画財政課としてどのように考えているのかとの質問に対し、今年1月から2月の協力金支給時にも、県補助金の事業継続支援給付金の対象とならない売上減少額が20%から50%の事業者に事業継続支援給付金を支給したところである。今回も、県が事業者支援制度を検討されているようなので、状況を見極めながらできるだけ早めに検討したいとの答弁がありました。

次に、議案第87号「令和3年度平戸市一般会計補正予算（第8号）」中、総務部地域協働課所管の「路線バス維持対策事業」に関し、民間事業者が運行している「たびら平戸口駅・宮の浦線」において、10月1日より宮の浦から平戸高校までの区間の始発便と最終便の民間路線が廃止となり、市ふれあいバスで運行することとしている。これに伴い、ふれあいバスからの乗り継ぎによる平戸北部への高校に通学する学生の運賃増額分を補助することとしている。また、小春日・獅子間のバス利用者に対し、これまでのふれあいバス運行による定額運賃から、現在の民間事業者の通常運賃となったことに伴い、増額となった額を補助することとしており、いずれも、激変緩和措置として、平戸市地域公共交通再編実施計画期間である令和6年度までとしてい

るとの説明がありました。

これに対し、市がいつまで運賃の平準化による補助を行うのか、また、民間事業者とふれあいバスとの運賃の格差など、今後どのようにバランスをとっていこうと考えているのかとの質問に対し、ふれあいバスは運用当初より定額運賃（200円）としていることから民間のバス運賃額相当額に引き上げることは難しく、また、民間事業者のバス運賃の減額も経営面から難しいと考えている。今後、利便性について交通利用者などの声を聴きながら、調整をしていくように考えているとの答弁がありました。委員会からは、本市の地形を見た時に民間事業者が参入して採算が合わない路線をふれあいバスにより市が運営してきたところであり、難しいとは思いますが今後も平準化の支援をしていくと共に、行政として路線を維持する責任もはたすべく努力を続けてほしいとの意見がありました。

今回、「平戸市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について」など押印見直しにかかる条例改正が提出されており、国からの通知に基づき申請書等の押印見直し指針を策定し、指針に基づき各種申請書等の改正を行っているとのことであるが、本人確認が必要な手続きもあることから、広報紙などにより市民への周知を行うよう指摘しました。

以上で、総務厚生委員会の審査報告を終わります。

【産業建設文教委員長報告】

産業建設文教委員会における、審査の結果と経過の概要をご報告いたします。

今回、本委員会に付託を受けました案件は、承認3件、議案9件、請願1件であります。

審査の結果は、請願第2号「家庭教育支援法の制定を求める意見書」提出に関する請願書は、賛成多数で採択すべきものと決定し、その他の議案につきましては、異議なく、原案のとおり承認及び可決すべきものと決定いたしました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

はじめに、承認第14号、専決第14号「令和3年度平戸市一般会計補正予算（第5号）」、承認第15号、専決第15号「令和3年度平戸市一般会計補正予算（第6号）」及び承認第16号、専決第16号「令和3年度平戸市一般会計補正予算（第7号）」文化観光商工部商工物産課所管の「飲食店等時短要請協力金支給事業」に関し、予算額については、どのように計上したのかとの質問に対し、予算計上にあたっては、前回の給付実績160件を基に、県内の給付状況を勘案して、県より割り振られている。平戸市の割当内示額は7,805万円で、その2%相当分の156万1千円を事務費として加算した合計額7,961万1千円を専決第14号、第15号で予算計上し、専決第16号では要請日数の6日分に相当する額を計上しているとの答弁がありました。

これに対し、事業者は3期分をまとめて請求してもよいのかとの質問に対し、現在設定している締切日は、第1期分を9月24日、第2期分を10月25日、第3期分を10月下旬としているが、それぞれ10月下旬の締め切りで受け付けるよう対応するとの答弁がありました。

さらに、平戸市の場合、協力金の日あたりの単価が25,000円となる飲食店がほとんどなのかとの質問に対し、現在、第1期の請求を100件程度受け付けているが、売上証明書や確定申告書の提出を必要としない日あたりの単価が25,000円の請求が多く、3件が25,000円以外の請求となっているとの答弁がありました。

加えて、協力金支援事業は、今回の対象店舗以外の事業者に対しても検討しているのかとの質問に対し、今回の支援対象外の事業者に対しては、県において検討されているように聞いているが、詳細な情報はまだ入っていない。情報が入り次第、市としても取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、議案第 87 号「令和 3 年度平戸市一般会計補正予算（第 8 号）」中、農林水産部農林課所管の「鳥獣被害防止総合対策事業」に関し、イノシシ捕獲頭数は、現状でどのようになっているのかとの質問に対し、令和 2 年度の捕獲数が多かった影響で、本年度は 4 月から 7 月までの 4 か月間では、291 頭の捕獲にとどまっている。前年度の同時期では 1,204 頭を捕獲し、913 頭捕獲数が少なくなっているとの答弁がありました。

また、ワイヤーメッシュ柵や電気柵については、申請者の希望に沿う数量で対応できているのかとの質問に対し、予算措置については、令和 2 年度に要望を取りまとめた数量で行っており、全て対応できる見込みであるとの答弁がありました。

次に、文化観光商工部観光課所管の「生月・田平「道の駅」管理事業」に関し、生月大橋公園野外ステージの損傷は、故意によるものかの質問に対し、当事者については特定できていないが、状況から故意によるものと考えられる。現在は、道の駅の管理体制を強化し、警察の巡回や支所職員での見回りなども行っており、5 月に確認されて以降、新たな損傷はあっていないとの答弁がありました。

また今回は、保険を使って補修するとのことであるが、原型復旧の補修なのかとの質問に対し、補修に使う資材については、保険の適用範囲が補修前と同じ資材を使うことで適用されると聞いているため、同じ資材での復旧を行う予定との答弁がありました。このことに対して、同じ資材では、同じことが繰り返されるため、可能であればコンクリート板のような強度のある資材で補修できないか保険会社とも協議して、補修を行うよう指摘いたしました。

次に、建設部建設課所管の「道路単独改良事業」に関し、補正内容および各地区の

要望に対しての優先順位をどのように決めているのかとの質問に対し、今回の補正は新たな事業ではなく単独改良事業の増額申請であり、地区要望に対し1地区当たり50万円から60万円で対応している状況であるが、要望の中に交差点改修や局部改良で費用がかかる箇所などに重点的に補って地区の要望に応えるものである。優先順位の決め方は、まず要望の段階で地元として優先順位を決めていただき、次に担当が現地立会を行い、道路管理者として優先する箇所もあることから、地元と協議を行い決定しているとの答弁がありました。

さらに、今回補正の3,000万円は、要望箇所の何パーセントに相当するのかとの質問に対し、例年800か所程度の要望があっており、金額にすると数億円から10億円程度になる。また、地域からの要望は、希望箇所すべてをあげてきている訳でもないため、1箇所が終われば次の箇所が追加される状況で終わりが見えないとの回答がありました。

次に、都市計画課所管の「都市計画総務事務経費」に関し、本年4月末をもって、建築主事の資格を有する建築技師が退職したことで、建築確認が必要な建物で支障はでていないのかとの質問に対し、本年4月1日より週1回、長崎県から建築主事資格を有する職員が本市に派遣され、建築確認の審査を行っており、これまでに支障はでていない。また、急を要する審査については、長崎県とも協議して、対応していきたいとの答弁がありました。

今後、建築主事の資格を有する職員の配置については、どのように考えているのかとの質問に対し、建築主事資格を取得するには、1級建築士に合格し、建築基準資格者にも合格しなければならないなど、資格取得には一定の期間を要するとのことであるため、現在1名の職員が1級建築士の資格取得に向け受験中で、将来的には建築主事を目指してもらいたいと考えているとの答弁がありました。

また、建築技師がいながら、外部委託をしている業務が多いのではないのかとの質問に対し、建築に限っては、補助事業や新築の建物、災害復旧事業等については、設計

委託、監理委託を行っているが、すべてを外部委託しているのではなく、小規模なものについては、委託を行っていない。建築技師も事務的な業務、県との調整、空き家対策など事務量が増えてきている状況もあり、委託業務については、精査しながら今後検討していきたいとの答弁がありました。

次に、教育委員会生涯学習課所管の「成人式開催事業」に関し、本年1月3日に中止となった成人式の代替え行事を令和4年1月2日に、令和4年の成人式を翌日の1月3日に開催するということだが、1月3日に合同で開催するという検討はしなかったのかとの質問に対し、同日開催についても協議を行ったが、新型コロナウイルス感染症対策において、当日会場が密になること、参加者が多数となり入場での混雑などが心配されることで、運営者側の対応が厳しくなることなどを考慮し、実行委員会の中で新成人の代表者とも協議して、同日開催とせず、代替え行事は1月2日に開催することで進めているとの答弁がありました。

また、民法の改正で令和4年4月より十八歳から成人となるが、今後の対応は考えているのかとの質問に対し、十八歳での成人式になると高校3年生も対象となり、受験を控えた学生にとっては、大変な時期となる。県内でも決定している自治体は二十歳での式典のみで、十八歳で成人式を行うというところはなく、本市としては、二十歳での式典を検討しているとの答弁がありました。

以上で、産業建設文教委員会の審査報告を終わります。

令和3年9月定例会
【追加議案分】

総務厚生・産業建設文教委員会

委員長報告

【総務厚生委員長報告】

総務厚生委員会における、審査の結果をご報告いたします。

本委員会に付託を受けました案件は、議案第96号の1件であります。

審査の結果は、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務厚生委員会の審査報告を終わります。

【産業建設文教委員長報告】

産業建設文教委員会における、審査の結果をご報告いたします。

本委員会に付託を受けました案件は、議案第96号の1件であります。

審査の結果は、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

議案第96号「令和3年度平戸市一般会計補正予算（第10号）」中、文化観光商工部商工物産課所管の「事業継続支援給付金事業」に関し、交付対象事業者は、どのような業種を対象としているのかとの質問に対し、飲食店と直接または間接的に取引があるほとんどの事業者を対象としている。なお、酒類販売の事業者には、県から別途上乘せの給付制度があるとの答弁がありました。

さらに、前年度または前々年度に対する売上の減少を対象としているが、昨年10月以降に開業した事業者は対象となるのかとの質問に対し、新規開業者についても、令和3年3月31日までに開業した事業者は対象とはなるが、本年4月1日以降に開業した事業者は、対象外となるとの答弁がありました。

また、前年と比較する資料がない新規開業者は、どのように計算されるのかとの質問に対し、令和3年1月から令和3年3月までの事業収入を3月で割り、それを前年度の数値として、今年度の8月分または9月分と比較することとなっているとの答弁がありました。

以上で、産業建設文教委員会の審査報告を終わります。